

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施)

No.	意見・質疑	回答
1	骨子に沿った質問の前の質問 問1 <ul style="list-style-type: none"> 再検討部会が開催されるまでに至った理由は「長崎市平和運動公園スポーツ施設の再配置に関し慎重、丁寧な調査検討を求める」とする請願が採択されたのが主な理由ですか。 	⇒より幅広い関係者の参画のもと、透明性の高い議論が必要と考えたためです。
2	骨子に沿った質問の前の質問 問2 <ul style="list-style-type: none"> 再検討部会が設置されるまでに至った原因は、南北幹線道の建設に伴い、県から市民プールの移転を余儀なくされ、市民プールを松山陸上競技場に移転し、陸上競技場は「別途検討する」とした市案が示されたこと、請願が受理されたことによるものか。 	⇒No.1の回答をご参照ください。
3	骨子に沿った質問の前の質問 問3 <ul style="list-style-type: none"> この市案は、前市長(田上富久)時に出た案であり、市長選挙、市議選挙の争点の一つにもなりました。この案はどのような経緯で発出されたものですか。 	⇒令和4年8月の検討委員会において、スポーツ施設の再配置に係る基本的な考え方として、「市民総合プール、庭球場の一部、弓道場」を平和公園に再配置する施設、「ソフトボール場、陸上競技場」を別途検討する施設とする考え方を示しました。
4	骨子に沿った質問の前の質問 問4 <ul style="list-style-type: none"> これまでの再検討部会の協議結果は市長に報告しているのか。 	⇒報告しています。
5	骨子1 <ul style="list-style-type: none"> 中部下水処理場跡地の基礎工事の積算根拠を示す資料の提出をお願いします。 	⇒資料4-2をご参照ください。
6	骨子2 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場の建設費の積算資料の積算根拠を示す資料の提出をお願いします。 	⇒資料4-2をご覧ください。
7	骨子3 問1 <ul style="list-style-type: none"> 第4回検討部会ではプールの移転先の交通アクセスについて、陸上競技場は○の評価をし、中部下水処理場跡地は△の評価を行ったが、第5回検討部会では双方とも無印になりました。その理由は。 	⇒第5回再検討部会-資料1-3ページ-表-上から3行目に記載のとおり、第4回再検討部会でお示した総合評価(案)は、これまでの委員の意見を踏まえ、設定した評価項目や現状で把握できる整備条件を基にできるだけ定量的に評価したのですが、人によって捉え方が異なることから、「○」や「△」などの評価は行わないこととしました。
8	骨子3 問2 <ul style="list-style-type: none"> 水泳協会と游泳協会は交通弱者の件を頻繁に発言しますが、交通弱者(幼児、高齢者、障害がある者)は球技場や体育館などいかなる場所にもいらっしゃいます。プールが特別と捉えているのですか。 	⇒再検討部会は幅広い関係者の参画のもと議論いただいております、各分野の視点から意見をいただいております。
9	骨子3 問3 <ul style="list-style-type: none"> プールの移転先の交通アクセスの距離、所要時間を評価対象として何故こだわるのか。プールの建屋の出入り口も示されていないのに、数メートル、数分の差異を評価対象にしたのか。 	⇒No.7の回答をご参照ください。
10	骨子3 問4 <ul style="list-style-type: none"> 現在長崎駅前からスタジアムシティー方に道路が建設されており、中部下水処理場跡地に通じていますが、道路の形状(歩道幅)を示すことができますか。 	⇒建設中の道路と中部下水処理場前面の道路は別路線です。

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施)

No.	意見・質疑	回答
11	骨子4 問1 ・ パターン1から5まで示した発案者は誰か。	⇒委員の皆様のこれまでのご意見を踏まえ、再配置パターンを整理したものです。
12	骨子4 問2 ・ プールの移転先に県有地(常盤町駐車場、三菱野球場など)の検討は十分に行ったのか。	⇒第3回再検討部会-資料2でお示したとおり、県営常盤駐車場及び稲佐町のいわゆる三菱野球場は、第3回までに委員の皆様の意見を取りまとめて決定した敷地条件を満たしていませんでした。なお、第3回再検討部会において、県営常盤駐車場については、委員から候補地として意見があり、敷地条件を満たしていないことを回答しています。
13	骨子4 パターン3-1 問1 ・ 競技者が走ったり、歩いたり(競歩)しているのを指導者、マネージャー、仲間(競技者)が視認できますか。	⇒第5回再検討部会-資料2-6ページ-表-最下段右側に記載のとおり、パターン3-1のデメリットも整理しています。なお、第5回再検討部会において、パターン3-1等を除く3つの案(パターン1、3-2、4)が適当となったと認識しています。
14	骨子4 パターン3-1 問2 ・ 指導者、マネージャーが競技者のタイムを測定することができますか。	
15	骨子4 パターン3-1 問3 ・ 芝生広場や、フィールドがないが競技者が準備体操、ドリル、補強運動等ができますか。	
16	骨子4 パターン3-1 問4 ・ 芝生広場、フィールドがない中で競技者が準備体操、ドリル(動きづくり)、補強運動はできますか。	
17	骨子4 パターン3-1 問5 ・ 多数の競技者(高校・大学約250名)は午後4時30分から5時にかけて集合しますが、約250名の集合場所・ミーティングの場所は確保できますか。	
18	骨子4 パターン3-1 問6 ・ 競技者の着替え場所は確保できますか。	
19	骨子4 パターン3-1 問7 ・ 以上(問1から6)のことからパターン3-1は陸上競技場の機能を有していると思いますか。	
20	骨子4 パターン3-1 問8 ・ イメージ図では子供達が遊び、高齢者が談笑する場所は北側の狭い場所となっているが、憩いの場所だと思いますか。	

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施)

No.	意見・質疑	回答
21	骨子4 パターン3-1 問9 <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の緊急避難場所、被災物資の集積場、ヘリコプターの発着などを想定していますか。 	⇒第5回再検討部会-資料2-6ページ-表-最下段右側に記載のとおり、パターン3-1のデメリットも整理しています。なお、第5回再検討部会において、パターン3-1等を除く3つの案(パターン1、3-2、4)が適当となったと認識しています。
22	骨子4 パターン3-1 問10 <ul style="list-style-type: none"> 今まで行われていた各種イベントができるか。 	
23	骨子4 パターン3-1 問11 <ul style="list-style-type: none"> トリムコースは昼夜を通して利用者も多く、高い室内プールに遮られたコースは非常に危険であると思いませんか。 	
24	骨子4 パターン3-2 問1 <ul style="list-style-type: none"> 松山IC(仮称)の傾斜角度のついた長さ約100m強の取り付け道路と高規格道路の間に何本の橋梁が設けられるのか。図面に示していないなぜか。図示しないと委員の方は想像すらできない。橋梁の位置を図面に落とす用意があるか。専門家は最低30本が必要としている。 	⇒橋脚の位置については確定していないため、現段階で図面に示すことはできません。
25	骨子4 パターン3-2 問2 <ul style="list-style-type: none"> このような300m～200mのトラックは全国にあるとは思えないが、あるなら場所を示してもらいたい。 	⇒高架下へのトラックの整備事例は、我々の調査では確認できませんでした。300m～200mのトラックの事例については、第3回再検討部会-資料1-6ページをご参照ください。 (参考)令和3年度体育・スポーツ施設現況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・201m～399mのトラックを有するもの:432箇所、200mトラックを有するもの:347箇所
26	骨子4 パターン3-2 問3 <ul style="list-style-type: none"> 委員会の協議のなかで高規格道路の下にスポーツ施設をとの要望があっていたが、案はあるのですか。(例えばバスケットの3オン3コート、バタンク、テニスの壁打ち、ローラースケート、スケートボードなど) 	⇒スポーツ施設の再配置先の決定後に検討します。
27	骨子4 パターン3-2 問4 <ul style="list-style-type: none"> 3-2の図面、イメージ図で300mトラックと100m走路の出来上がりがすぐに想像できると思いませんか。 	⇒想像する際の参考となるよう掲載しました。
28	骨子4 パターン3-2 問5 <ul style="list-style-type: none"> 県の担当者に3-2を見せたところ、初めて見た。300mのトラックは橋梁の設計ができないと判断できないとのことであった。 	⇒300mトラックと橋脚の位置については、県と市で調整が必要となります。
29	骨子4 パターン3-3 問1 <ul style="list-style-type: none"> 200mのトラックで200名～250名の競技者が練習できると思いませんか。 	⇒第5回再検討部会-資料2-10ページ-表-最下段右側に記載のとおり、パターン3-3のデメリットも整理しています。なお、第5回再検討部会において、パターン3-3等を除く3つの案(パターン1、3-2、4)が適当となったと認識しています。
30	骨子4 パターン3-3 問2 <ul style="list-style-type: none"> プール建屋西側の100m走路は何レーンを想定しているのか。 	

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施)

No.	意見・質疑	回答
31	骨子4 パターン3-3 問3 <ul style="list-style-type: none"> 200mのトラックで陸上競技を専門とする競技者がコーナリングできると思いますか。 	⇒第5回再検討部会-資料2-10ページ-表-最下段右側に記載のとおり、パターン3-3のデメリットも整理しています。なお、第5回再検討部会において、パターン3-3等を除く3つの案(パターン1、3-2、4)が適当となったと認識しています。
32	骨子4 パターン1及び4 問1 <ul style="list-style-type: none"> 松山陸上競技場にプールを移転し、陸上競技場を下水処理場跡に心太式に押し出すことは二つの大型スポーツ施設を同時または近い期間中に建設することになると思うが長崎市民に理解を得られるか。パターン4の場合の両スポーツ施設の建設時期をどのように考えているのか。 	⇒道路整備のスケジュールと調整のうえ、利用者に極力影響を与えないよう、プールの建設工事及び陸上練習場の整備工事を行うことを想定しています。
33	骨子4 パターン1及び4 問2 <ul style="list-style-type: none"> パターン4の場合二つのスポーツ施設を同時期に建設することとなると思われるが、競技場の建設が当然先と考えられるが、どう思うか。 	⇒No.32の回答をご参照ください。
34	骨子4 パターン1及び4 問3 <ul style="list-style-type: none"> 中部下水上跡地にプールを移転することですべて丸く収まるのに、市民の犠牲を払ってまでプールを陸上競技場に移転することになぜこだわるのか。 	⇒委員の皆様が合意した評価の観点を踏まえ、中部下水処理場にプールを移転するパターンを含め議論しています。
35	骨子4 パターン1及び4 問4 <ul style="list-style-type: none"> ここで最も重要な南北幹線道路の開通時期であるが、現在長崎市においては金比羅山の横断道路や他の道路工事で中断されているのが散見される。県が進める南北幹線道路はこれ以上に難航すると思われる。なぜなら1等地と思われる滑石町や江里町の土地収用が果たしてできるのかである。中にはこれまでのように岩盤反対地権者の存在や地上げ、反社会的組織の介入も予想される。市民プールの解体移転の時期はどのように考えているのか。 	⇒市民プールの解体移転の時期は、具体的に県から示されておりませんので、今後、県との調整となります。
36	骨子4 パターン1及び4 問5 <ul style="list-style-type: none"> パターン4では松山陸上競技場にプールが建設されることになるが、規模は現プールの規模になるのか。 	⇒本委員会はプール等の再配置先を議論するものであり、市民総合プールの移転先の敷地条件は現状と同程度の規模としています。
37	骨子4 パターン1及び4 問6 <ul style="list-style-type: none"> 景観条例で高さ制限がある同所で他県に誇れる施設が可能であるか。佐賀アクア、宮崎県民プール規模ができるのか。 	⇒景観条例の建築物の高さ制限は、標高25mを超えないようになっています。他県のプール施設の高さは次のとおりです。 佐賀アクア:20.75m (仮称)新宮崎県プール:16m
38	骨子5 問1 <ul style="list-style-type: none"> 委員会、部会員は「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会規則」の第2条2項1号から11号にあげる者から市長が委嘱するとしており、3項で選任は公募で行うとしているが、公募どのような方法で行ったのか。 	⇒広報ながさきへの掲載により公募を行いました。

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施)

No.	意見・質疑	回答
39	<p>骨子5 問2</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則で「各委員は関係団体を代表する者」としているが、各委員はその団体の代表として委員会に出席しているのか疑わしい。代表としての実績(理事会等の開催、全体会議、団体構成員に対する検討結果報告等)は把握しているのか。 <p>この件についてある委員から「団体から松山に近いからの理由だけで委員に選ばれた」「私は地区代表であるが自分一人の責任として参加している」との声を聞いている。委員の選出に疑義を覚えます。</p> <p>以前、再整備検討委員会に「守る会」の者数名が傍聴したが、渡辺委員からの発言以外の発言は聞けなかった。委員会が市側の一方的な説明で終わったのを現認して唖然とした。再検討部会については各委員から多くの発言があり委員会より真摯に検討されていると思います。それでも委員の構成に偏りを拭えない。</p> <p>検討委員会の構成員の一般市民の枠のなかで、女性や若い人を選出することはないのか。女性の数が少なすぎる。</p>	<p>⇒意見として承りました。</p>
40	<p>骨子6 問1</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会規則第6条は「委員会が必要があると認める時は、関係人の出席をもとめ＝＝＝」とあるが次回の合同検討会に建設工学の専門家の出席を求めます。第5回検討部会で委員長への承諾は口頭で確認されています。 	<p>⇒長崎市民平和公園再整備基本計画検討委員会規則第6条より、委員会が認める場合に関係人の出席または資料の提出が可能となります。なお、第5回再検討部会での部会長の承諾は確認できませんが、部会でも述べたように専門家の意見書について、委員の皆様もどのような方からの意見なのかを把握する必要があるため、専門家の経歴や過去の実績等を踏まえ、委員の皆様判断していただきます。</p>
41	<p>骨子7 問1</p> <ul style="list-style-type: none"> 新年度になり、検討員会、部会員の変更もあり、5月中旬以降行われる合同委員会では委員長により第5回検討部会までの経過は報告があると思いますが、これまでの経緯でプールの移転先が陸上競技場か中部下水処理場跡かに絞られているところから、新委員に対して水泳関係者と陸上競技場利用者によるプレゼン(10分から15分)を実施することはできないか。論点が明確になるものと思いますが。 <p>市側は検討委員会に対し、資料や検討状況については報告されていると思いますが、これまでの再検討部会の傍聴に委員会委員の姿は見えず、またインターネット配備では機器の不都合で見聞きできなかった方もいらっしゃるかと推測します。プレゼンの実施はありますか。</p>	<p>⇒次回の検討委員会において、第5回までの再検討部会の内容を部会長から報告していただくことを考えています。</p>
42	<p>追加 問1</p> <ul style="list-style-type: none"> 新学期も始まり、プールも陸上競技場も競技者で賑やかになっているのではないのでしょうか。守る会では令和4年12月7日(水)、検討員会、県・市議会の方を招待し松山陸上競技場で「オープントラック&フィールド」と称した現場視察を開催しました。残念ながら市の土木部の方の姿は見られなかったように思います。今、原点に戻り、現場(プール、陸上競技場、中部下水上跡地)を視察してはいかがでしょうか。現場を知らずして論議することはできないと思います。この件は以前「守る会」からも提案があったときですが、今回は市の担当者も含め現場視察を求めます。 	<p>⇒意見として承りました。</p>

長崎市営松山平和運動公園を守る会との協議の結果(4月24日実施・追加分)

No.	意見・質疑	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランなど、上位計画との整合がとれているのか疑問である。 市民総合プールを陸上練習場に移転していいという都市計画的な根拠がわかる資料の提示を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4回再検討部会-資料1-8ページの将来性に記載のとおり、長崎市都市計画マスタープラン及び長崎都心まちづくり構想との整合性を評価しています。この評価について、委員より「長崎市都市計画マスタープランや長崎都心まちづくり構想との整合性を見ており、どちらも川辺のエリアに属するという点では大きな違いはないと思われる」との意見をいただいています。また、「市民総合プールの移転先とならなかった敷地にはどのような可能性が生まれるのかという、まちづくりの観点からの議論が必要」との意見もいただいております。第5回再検討部会で評価を行っています。 資料4-4「まちづくりとの整合性の整理」を参照ください。(第2回再検討部会-資料1-10,11ページ、第4回再検討部会-資料1-8ページ)
2	<ul style="list-style-type: none"> 中部下水処理場の既存杭について、下水処理施設の荷重はわかるはずであるから、プールの荷重が大きくなる分は補強することで利用できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第5回再検討部会-資料1-6ページ-No.13回答欄に記載のとおり、中部下水処理場は、昭和36年に供用開始されており、ほとんどの施設が現時点で63年以上経過していますので、既存杭も耐用年数(鉄筋コンクリート造で65年)を迎えています。そのため、増し杭による対応は困難と考えられます。
3	<ul style="list-style-type: none"> 当会の試算では、地下構造物の撤去に係る費用は市の試算額の半分で済む。 	<p>提出された試算資料の確認結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 山留工として採用されている親杭横矢板工法は、H形鋼を地中に打ち込み、その間に木製の板をはめ込む工法です。この工法は、止水性が弱く、軟弱地盤には不向きなどの特徴があります。中部下水処理場は地下水位が高いため、止水がないと山留め後の撤去作業ができません。また、地盤が軟弱であることから、親杭横矢板工法は適していません。事務局の試算では、これらの問題を解消できるソイルセメント柱列壁工法を採用しています。 地下構造物の撤去、運搬処分については、無筋コンクリートの撤去を想定されていますが、中部下水処理場の地下構造物は鉄筋コンクリートです。 地下構造物の撤去後の埋戻しに使用する土砂は、採取・運搬を想定されていますが、中部下水処理場は近隣で土砂を採取することは想定できないため、購入を想定する必要があります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 当会の試算では、地盤改良に係る費用は市の試算額の半分で済む。 	<p>提出された試算資料の確認結果は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤改良として採用されているスラリー攪拌工は、地中に障害物がある場合、事前の撤去が必要です。なお、中部下水処理場は深い位置に既存杭が存在しているため、事前に撤去する必要がありますが、試算資料では事前撤去に係る費用が不足していました。事務局による試算では、既存杭を存置したまま、破碎しながら施工可能な工法(エポコラムTaf工法)を採用しています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の精算機器類の見積りを徴取したが、市の試算額の半分であった。 駐車場整備費用の参考とした茂里町の事例について、舗装構成を示してほしい。 また、整地工、付帯工、雑費の内容も示してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 徴取された見積書を確認したところ、事前精算機及び精算機の保護テント等が不足していました。 舗装構成は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 駐車マス部：表層 アスファルト舗装 厚さ4cm 上層路盤 再生粒調砕石 厚さ12cm 下層路盤 再生砕石 厚さ12cm 車路部：表層 半たわみ性舗装 厚さ4cm 基層 アスファルト舗装 厚さ3cm 上層路盤 再生粒調砕石 厚さ12cm 下層路盤 再生砕石 厚さ12cm 各工種の内容については次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> 整地工：掘削・埋戻し等の土工事及びコンクリート・舗装の撤去運搬処分 付帯工：精算機基礎、タイヤ止め及びカーポート 雑費：工事影響部の復旧及び交通誘導員